

## 対策の実施に関する注意事項の改正内容

新	旧	補足
<p>P29 7 第二種特定鳥獣の管理の目標に向けた政策 (2) 管理のための対策</p> <p>ハ 対策の実施に関する注意事項</p> <hr/> <p>対策を実施する場合には、以下について十分配慮する必要がある。また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。</p> <p>(イ) 共通事項</p> <p><u>○防除対策を行うことにより加害性を低下させることも加害群の減少と言えることに留意し、まずは被害防除対策を徹底する。</u></p> <p>○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的実施事項を見直す。</p> <p>○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない。<u>群れが分裂した場合、派生した群れについては評価レベル判定結果に基づいて対策を検討し、個体数の増加防止を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>P29 7 第二種特定鳥獣の管理の目標に向けた政策 (2) 管理のための対策</p> <p>ハ 対策の実施に関する注意事項 特に、<u>評価レベルのより低い群れ(E～WFレベル)に対しては、以下について十分配慮する必要がある。</u>また、その際には併せて、隣接市町村等に農作物・生活被害を拡大させないよう十分な配慮がなされなければならない。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>○ 対策実施中は、継続的に群れをモニタリングし、事態の推移を正確に掌握しながら、定期的実施事項を見直す。</p> <p>○ 遊動域を水系のより下流域へ拡大させない、群れを分裂させない、<u>群れから出たオスに対しては、捕獲も含め評価レベルの高い群れに悪影響を与えない対応策を迅速に講じる。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>○ <u>遊動域の下流域への拡大や群れの分裂等が発生した場合は次のような対応に努める。</u></p> <p>・ <u>追い払いの結果による追い散らし(資料:1.用語の解説参照)の結果により、今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害が拡大した場合には、その地域か</u></p>	<p>(旧) 評価レベルの低い群れに限らず、すべての群れに対する共通事項もあるため、削除</p> <p>(新) (イ) 共通事項【項目の追加】被害防除が捕獲に優先することを、(地域住民に) 認識させる</p> <p>(新) 分裂についての記載が、下記で再度出てくるため、移動。 (旧) 群れから出たオスに対しては～、は下記で再度出てくる内容のため、重複させないため削除。</p>

<p>○人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる。</p> <p>○ 群れの評価レベルに基づいた具体的な対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。</p>	<p>ら群れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。</p> <p>・ <u>追い払いの結果による追い出しで、新たな地域に分裂群が移動し農作物・生活被害を発生させた場合には、分裂群の速やかな捕獲（全頭捕獲を含む。）に努める。</u></p> <p>・ 人にすっかり馴れ、人の追い払いをなんなくかわす術（ずる賢さ）を完全に学習してしまったオスは、群れを出たあと人と良好な関係にある群れに追従することが多く、その群れと人との良好な関係に深刻な悪影響を及ぼすので、適切な監視等を通じて、群れを出る前に捕獲等（多頭捕獲を含む。）の対策を講ずる。</p> <p>○ 群れの評価レベルに基づいた具体的な対策を、隣接群との関係を十分に考慮した上で実施する。</p>	<p>(旧) 分裂により～は上記に移動したため、削除</p>
<p>また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れや個体については、<u>選択捕獲から全頭捕獲までを含め捕獲を積極的に検討する。</u></p> <p>表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。</p> <p>(ロ) 追い払い</p> <p>○<u>追い払いによる追い散らし（資料：1.用語の解説参照）が結果として今まで農作物・生活被害が発生していなかった地域に被害を拡大させた場合には、その地域から群</u></p>	<p><u>分裂により、新たに派生した群れについては、生息状況調査の評価レベル判定結果に基づく多頭捕獲や全頭捕獲を検討し、個体数の増加防止を図る。</u></p> <p>また、人馴れが著しく顕著で、かつ良好な関係を築くことが困難と判断された群れ _____ については、<u>選択捕獲 _____ や全頭捕獲 _____ を検討する。</u></p> <p>表 8 には、第四期までの評価レベルを参考に検討した、群れごとの対応方針を示す。なお、群れの評価レベルは、計画期間中においても必要に応じ、部会で再検討を行うこととする。新たな群れが発見された場合も同様に、部会で評価及び対応方針について検討する。</p>	<p>(ロ) 追い払い【項目の追加】 内容は前回と同様 分裂の部分は重なるため削除</p> <p>(ハ) 多頭捕獲【項目の追加】 多頭捕獲を繰り返し行うことで結局全頭捕獲になってしまうことがあったことから、捕獲目標頭数を設定したものは、国ガイドラインから、多頭捕獲を行うにあたり、管理上効果的な個体数の目安とされている。</p>

<p>れを追い払い、元の地域に戻すことを最優先させる。</p> <p>(ハ) 多頭捕獲</p> <p>○多頭捕獲を行う場合には、捕獲目標頭数を設定すること。(残す目安としては、最低でも30頭以上、かつオトナメス10頭以上が含まれること。30頭まで減らしても被害軽減が認められない場合は、周辺の個体群全体と当該群の実情を勘案しつつ、さらに踏み込んだ捕獲を行うことも検討する。)</p> <p>(ニ) 全頭捕獲</p> <p>○全頭捕獲は、様々な被害防除対策を実施しても加害性が低下しない群れを対象とすること。</p> <p>○関係者と合意形成を行うこと。</p> <p>○悪質な加害個体を取り逃がすことを避けるため、大型檻での捕獲は十分に誘引をすること。</p> <p>○複数の群れの誘導域が重複する地域には捕獲檻を設置しないこと。</p> <p>○評価レベルの高い群れ、中程度の群れを対象とした全頭捕獲は行わないこと。長期の餌付けがかえって群れの加害性を高め、地域の被害を拡大させる恐れがあるので、行わないこと。</p> <p>○追い上げ・追い払いを行わない場合、全頭捕獲された群れの遊動域に、新たに隣接群が定着し評価レベルを低下させるおそれがあるので留意すること。</p>		<p>(ニ) 全頭捕獲【項目の追加】</p> <p>関係者との合意形成とは、大型檻に誘引するにあたり、誘引時期に人里に降りてくるようになり、一時的に被害が増えることから、住民や被害農家に対し合意形成が必要であるということ。</p>
---	--	---